



信仰と法 : フランス王政復古期における冒涇の刑罰化 (特集 福祉国家・教育・統治 : 一九世紀フランス社会研究)

稲永, 祐介

(Citation)

社会学雑誌, 39:114-132

(Issue Date)

2022-11-30

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100482580>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482580>



特集 福祉国家・教育・統治——一九世紀フランス社会研究

信仰と法

フランス王政復古期における冒流の刑罰化

稲 永 祐 介

龍谷大学人間・科学・宗教総合研究センター嘱託研究員

本稿は、国家の歴史社会学の観点から復古王政期の冒流の刑罰化を検討する。まず、ルイ一八世の治世における国王の権威と礼拝の自由に着目し、カトリック教徒、プロテスタント、およびユダヤ教徒に平等な地位を支え、諸宗教を調停する条件として法の支配を考察する。次に、シャルル一〇世の治世における流聖処罰法（一八二五）の法制化を一九世紀の国家と社会が交錯する出来事として捉え、カトリック教会の宗教的権威に基づき諸個人の良心に介入しようとする国家の動作を主要な論争から検討する。おわりにでは、冒流の刑罰化を、教権的な君主政のもとで宗教と政治が結びついた統治の技法の一つとして特徴づけ、結論する。

はじめに

これまでの一九世紀フランスの政治と社会の研究は、革命に伴う共和政の成立と発展、帝政期あるいは七月王政下の統治に関心が向けられてきたが、復古王政期（一八一四—一八三〇）の宗教と政治の關係に関心を集めることが少なかつた。そこで本稿は、内心の自由を現実のなかで擁護することの困難について考察するために、国家の歴史社会

学の発想から復古王政期の冒流の刑罰化を検討する。⁽¹⁾

本稿は、流聖処罰法（一八二五）の法制化を一九世紀の国家と社会が交錯する出来事として捉える。この流聖処罰法は、カトリック教会で聖別されたオスチア（聖体のパン）やカトリック教徒が神聖であると信じた事物への侵害を、刑法（一八一〇）が処罰する器物損壊や窃盜の罪よりも重罪と規定した法律である。中世のフランスにおいてカトリック教会の聖性への冒流行為は、一人ひとりの良心の間

題として社会的に制裁を受ける道徳的な罪とみなされていたが、流聖処罰法は、カトリック教会の聖性を侮辱する行為者の主観（＝「純然たる冒流 sacrilège simple」）を刑罰の根拠とし、国家が冒流行為を公共の事柄に反する罪として処罰することを定めた。本稿は、宗教的權威によつて諸個人の良心を管理しようとする国家の動作に焦点を当て、流聖処罰法が法制化されるプロセスを検討する。

まず、国王の權威と礼拝の自由に着目し、『憲章』（一八一四）の起草に当たったジャック・クロード・ブニョ（Jacques-Claude Beugnot, 一七六一—一八三五）の『回想』と下院での発言記録を検討する。彼は、アンシャン・レジームをモデルとする国王の權威とカトリック教会との緊密な関係に異議を申し立て、立憲君主政における国王の權威を法政原則に基づく公共性に結びつけようとした。ここではカトリック教徒、プロテスタント、およびユダヤ教徒の平等な地位を支え、諸宗教を調停する法の支配の持続性が問題となる（第一節）。

次に、王位がルイ一八世からシャルル一〇世に継承された後のユルトラ派の動向に注目する。ここでは流聖処罰法が規定する聖別されたものへの冒流の概念を考察する。聖別されたものとは、一人ひとりの敬神の氣質に訴えながら共同性を再生産する効用を持つ習俗、および宗教的・道徳的な儀礼を含み込む象徴が体系化された礼拝の対象であ

る。³⁾ここでは、流聖処罰法における聖別されたものへの冒流の法政上の意味内容を明らかにするために、資料に「法案に関する審議記録」を扱う。冒流の刑罰化をめぐる論争は、信仰の自由について重要な事柄を示している。なぜなら信仰の自由は、現実には抽象的な存在である国家によつて保障されるがゆえに、国法に依存することを余儀なくされるからである。同法案をめぐる多くの議論があるが、そのなかでも宗教と政治の關係に着目する本稿は、『憲章』の第六条が国家宗教と定めるカトリック教を厳格に社会に結びつけるために同法案に賛成するルイ・ド・ボナルド（Louis de Bonald, 一七五四—一八四〇）、同法案の第四条第二項にある「公衆の面前で」という文言に注目して同法案に反対するフランソワ・ルネ・ド・シャトーブリアン（François-René de Chateaubriand, 一七六八—一八四八）、『憲章』第五条が定める礼拝の自由の観点から同法案に混入するカトリシズムのドグマを指摘し、同法の成立に反対するバンジャマン・コンスタン（Benjamin Constant, 一七六七—一八三〇）、最後に、ユルトラ派の立場からこの法案に埋め込まれた革命性に反対するフェリシテ・ド・ラムネ（Félicité Robert de Lamennais, 一七八二—一八五四）の言説を概観する（第二節）。

一 国王の權威（ルイ一八世の治世）

『憲章』の制定は、第一帝政の崩壊に伴うヨーロッパ和平の実現とフランス国王の帰還を体现するものであった。その前文の冒頭には、戦禍から解放されたフランスが「神聖なる摂理」にしたがつて平和という偉大な責務を果たすと表現されている。さらに前文は歴史の連続性を強調した。立法者たちは、革命が切り刻んだフランスの歴史をつなぎ合わせ、国王の帰還を過去の国王の偉業と結びつけた一方、革命を歴史から逸脱した出来事として抹消しようとした。しかし、復古王政期の制度には革命の痕跡がいくつも残っている。

『憲章』は、君主政の遺産——王朝が築き上げた経済的・文化的な遺産——や、アンシャン・レژیムの貴族の身分を復旧させ、同時に帝政期の新しい貴族の身分をも更新させた。他方、革命以来の自由と平等の理念を継承する責務も条文に記した。制度の面で見れば、『憲章』の第六九条以下に定められたように、帝政期の国債や新しい貴族の地位が保障されたことに加えて、法の前の平等や自由には革命との連続性が見られ、一七八九年以来の信仰の自由も認められた。この王政復古の政治体制は、君主主権に支えられながらも貴族院と代議院からなる議会制を採用し、限定的ではあったが、選挙民の意志も代表した。革命の遺産が

埋め込まれた王政復古期の立憲君主政は、帝政期の權威主義と比較してリベラルな側面があったことから「混合体制」といわれる。

このような体制転換期にジャック・クロード・ブニヨは、シャルル・モーリス・ド・タレーラン (Charles-Maurice de Talleyrand, 一七五四—一八三八) の要請により法律家の立場から『憲章』作成の諮問委員として関わった。彼は中流のブルジョワジーに生まれ、弁護士から法曹界の経歴を積み重ね、その後、立法議會 (一七九二年) に選出されるが、恐怖政治期に投獄され、テルミドル九日によりやく解放された人物である。彼は、ブリュメール一八日以来、リュシアン・ボナパルト (Lucien Bonaparte, 一七七五—一八四〇) の推挙により内務省や國務院などで要職を勤めた。

国王の權威についての彼の見解は、リベラルな貴族主義で、きわめて立憲主義的であった。彼にとって立憲君主政は、国王の權威によつてのみ正統化され、人民の信条や意見から独立しなければならぬ。いわば彼にとって人民は、危険で脆弱な存在であった。だから彼は、『憲章』を君主と人民の妥協ではなく、あくまで君主が自らを制限し、人民に授けた「欽定憲法」として制定しようとした。

ブニヨは国王の權威を次のような状況依存的な正統性の機能から見出している。

世論は、いわばその力において立法者を励まし、自らが進むべき道をしめす。しかし、主権の行使が世論に適わず、世論が主権をあてにしなくなれば、法が不安定になる危険、つまり革命的状況の苦境へと陥りかねない。私は、ここ最近の政府の提案が『憲章』の第一六条までの条文に無関心であることを懸念している。政府は、自身の提案に権威が伴っていないため、国王の権威に敬意を払うことによってしか自己弁護できないだろう。

さらに彼は、「国王は、自身の権力の発露として我々に『憲章』を授けた。陛下以外の何者も『憲章』を与えることができないのなら、他のいかなる者もそれを修正することはできない」という。彼の憲政の思想は、国王の権威を法源としたが、国王の権威を世俗的に捉える点で、ユルトラ派とは一線を画していた。ユルトラ派がカトリシズムをフランスの習俗の源泉であると主張し、国王の権威を神の啓示に直接結びつけ、中世の神授権の秩序へと回帰させようとしたのに対し、ブニョは、国王の権威をあくまで人の法、つまり法の支配にしたがった統治の実質的な根拠として見出す点で当時の支配層において異彩を放っていた。

したがって、復古王政期において国王の権威が問題となる場合、国家元首である国王がカトリック教会とどのような

に関わるのかによって見解が異なる。ブニョによれば、

国王の権威は、好きなかだけ浪費されてようやくあらわれた。この濫用は、とりわけ『憲章』の作成において際立っていた。(…)私(ブニョのこと)は、書記官に、ルイ一四世のもとでは、勅令のための協議のとき、それぞれの委員がテーブルに着いており、ひと文字ひと文字の正確さですべてを記録し、すべてが規律づけられ、いまのように国王の権威を用いなかったと言った。書記官は私にいつもこう答えた。「われわれはとても急いでいる」「重要なことは早く終えることだ」と。

ルイ一八世の側近にとつて『憲章』とは、イギリスに亡命した王を、神の導きによってフランスに帰還させる手段でしかなかったことから、その制定が喫緊の課題であった。そうしたなか、ブニョと共に『憲章』の修正に当たったモンテスキウ司祭 (François-Xavier-Marc-Antoine de Montesquiou-Fézensac, 一七五六一—一八三二) は、「神聖な省庁を濫用」すること正当化してまでも「聖職者の待遇改善についての法案」を提出し、一八一七年に成立させ、国家とカトリック教会との結びつきを強めさせた。

ここでカトリシズムとフランスの習俗の関係について簡単に注意を促したい。

一七九〇年に制定された聖職者民事基本法以来、カトリック教会の司祭は、政府のもとにある複数の公認宗教の官吏となるが、「教会の長女」といわれたフランスのカトリシズムは、洗礼と死、婚姻、典礼暦などの習俗や民衆の生活意識のすみずみに至るほど強い影響を与えていた。カトリック教会は、宗教的・道徳的権威として神の啓示と福音を独占しようとし、政治に介入することためらわなかった。その意味で教会は、カトリック教を正しく導く使命を負い、信仰を同じくする人々を洩れなく包摂し、生活を統制する制度としての性格を持つ。

「聖職者の待遇改善についての法案」は、宗教と政治の関係から理解されるべきもので、モンテスキウ司祭に代表されるウルトラ派は、国王の権威とカトリック教会との関係に沈黙するブニヨとは対照的に、社会秩序を、一世紀以来の王座と祭壇の結合、いわば教権的君主政の秩序として再定義し、フランスの再カトリック化を意図した。彼らは、カトリック教を国家宗教と規定する『憲章』第六条を根拠にして、「聖職者の待遇改善」を正当化し、第二節で論じる洗聖処罰法と同様、革命が国家から引き離れた国王の権威とカトリック教会をふたたび国家に結びつけ、宗教的権威を回復しようと試みた。

ブニヨは、「聖職者の待遇改善についての法案」を推し進める教権的君主政の動きについて次のようにいう。

私が同法案の審議委員会に求めるのは、この法案がいかなる聖職者を論じているのかという問いである。誰のためにその安易な雄弁目録を法案に詰め込もうとしているのだろうか。この法案は、ダビットの末裔に忠実なまま王国の栄華を求めるよりも、苦しみのパンを選んだユダヤ教の聖職者について論じようとしたのだろうか。確かに、彼らはごくわずかである。けれども彼らは打算を超えた希望を重んじ、(カトリック教会の司祭のように)公共の困窮という名目で審議委員会に大金を求めることはしない。この辛抱強く、忠実な神の民(ユダヤ教徒のこと)⁽¹⁶⁾は最小限の費用で満足するだろう。(傍点は訳者による)

ブニヨは、財政効率を優先する観点から、カトリック教会の司祭たちが自身の待遇改善のために国家に大金を要求する態度とは対照的な、「公共の困窮」を共有するユダヤ教の聖職者とその信者たちの市民的な態度を注視した。彼によれば、困窮の問題は公共の事柄である。それは「棄てられた街、灰になった村々、洞窟に避難したフランス人、服を持たない子供たち」⁽¹⁷⁾が巻き込まれた度重なる戦禍の後、フランス人が被った飢えと苦しみであった。

なぜならブニヨにとって、同法案は、国家が管理運営す

る公共空間のなかで特定の信仰——フランスのマジョリティが信じるカトリシズム——に優位な地位を与えることで、『憲章』第五条が保証する礼拝の自由を脅かすだけではなく、国家の存続にとっても不利益をもたらすからであった。ブニヨは、この聖職者の待遇改善についての法の施行が「司祭の破産を防ぐために困窮するフランスを食いつぶす」と告発し、合法性と財政効率の観点から聖職者の待遇改善に反対した。いわば、彼はカトリック教会に「公共」という属性を与えることを拒んだのであった。

このようなブニヨの統治の理念は、ユルトラ派がめざす政教一致とは明らかに異なる。彼において国家は、カトリック教会という伝統的な制度を媒介して神的啓示に奉仕するのではなく、法政原則という自立した論理にしたがって統治する一方、カトリック教会は、国家が公認する宗教の一つとして国政の枠内で国家化されるからである。いわば彼は、コンコルダート（一八〇一年七月一五日）以来、国家が諸宗教に超越して管理運営する法秩序で公に認める礼拝の自由を継承し保持しようとした¹⁹。彼にとって、フランス人は国家に帰属するのであり、国家の下位にある中間集団としてのカトリック教会に帰属するのではない。信仰についても、国家は公認されたすべての礼拝を保障するが、同時にすべての礼拝は、多様な信仰を持つフランス人たちが共に暮らすために、国王の権威が象徴する公共性に適わな

ければならないことを意味した。しかし他方で、フランス人の礼拝は、もはや国家から離れることができず、全面的に自由ではない。立憲君主政における信仰の自由は、神とといった絶対的な存在ではなく、人間の側にある国家によって支えられているがゆえに、フランス人は、公共性の名において自らの信仰表現を自らの意志で規制することが義務づけられるのである。ブニヨにとって、この自己規制の規範が一人ひとりであってこそ、諸宗教は王政が復古した後も等しく国家の行政的な管理の下で認められるのであった。

ルイ一八世の統治下の国家とカトリック教会は、ブニヨのような立憲主義者の異議申し立てもあつて緊張関係を保っていた。しかし、シャルル一〇世の治世になると事態が変化した。その現れとなる出来事が一八二五年の流聖処罰法の法制化である。次節では、冒流の刑罰化をめぐる論争が考察の対象となる。

二 聖別されたものへの冒流（シャルル一〇世の治世）

前節では、国王の権威の検討を通じて、国家宗教の下で認められる信仰の自由が国王とカトリック教会の関係のあり方に依存していることが明らかになった。一言でいえば、信仰の自由は、世俗的な君主政と教権的な君主政との

間で揺れ動いていた。国王を尊ぶこと、あるいは国王が信じる信仰を尊ぶことが、社会秩序を安定し、政策に信憑性を与えるのならば、我々は、本稿の問いである、どのよう⁽²⁰⁾に内心の自由が擁護されるのかを考察するために、人々の信条や道徳へと分析の視角を変える必要があるだろう。そこで本節は、フランスのカトリック教会に焦点を絞り、フランス国民一人ひとりの良心に対する国家の動作に注目したい。考察の対象は、一八二五年に成立する流聖処罰法を支持するユルトラ派とその反対派の論争である。

一八二四年九月のルイ一八世の死去により一八二五年にシャルル一〇世が王位を継承して以来、ユルトラ派はこれまでの慎重な態度を捨て、露骨に国王の権威についての宗教的な表現を強めていった。その目的は、国家とカトリック教会の関係再建であった。彼らは、カトリック教会の権威が世俗的な法政原則によって一掃されることを恐れ、『憲章』が明記する国家宗教の名において「国民の習俗と信仰」を引き締めようとした。実際、一八二一年から一八二四年までの三年間に五三九件の「冒瀆的な」窃盗があり、この社会状況に対してユルトラ派は宗教的・道徳的退廃を声高に主張していた。こうしたなか、シャルル一〇世は、ユルトラ派の首領として半数以上が亡命貴族である議員を束ね、一八二五年四月に「亡命貴族の一〇億フラン法」と流聖処罰法を成立させた。

その翌月、シャルル一〇世は、ランスの大聖堂で聖別式を実施し、カトリック教会が統括する神授説に則り、大革命以来消滅していた瘰癧治癒の儀礼を復活させた。この儀礼は、フランスでは一〇世紀ごろからはじまり、一三世紀には一般的に教会、王宮あるいは野外の荘厳な施設で催された。当時の民衆のなかには、神の名による奇跡によって、国王が患者に触れると瘰癧が癒えると信じる者もいたという。

王政復古期に実施された呪術的儀礼は、国王の権威の世俗化への反作用、いわば王座と祭壇が融合する典型的な中世的秩序への回帰の企てと見ることができる。この国王の神秘への信憑性は、超自然的な天の恵みへの信仰に支えられるが、シャルル一〇世自身は自分がこの呪術的な力を持つと確信していなかったようであり、彼がランスからパリに戻った際の人々の反応もまた冷やかであったといわれる。

こうした社会状況のなかで審議された流聖処罰法の法案には、シャルル一〇世の治世におけるカトリック教徒の感性が次のように表現されている。

刑法は、不敬虔な悪行に異議を唱えるどころか、反対にこの悪行を放置し、重要な宗教的感情への侮辱を助長さえしている。キリスト者であり同時に政治家で

あるあなた方は、我々と同様、刑法の沈黙あるいは無能を遺憾に思っている。あなた方の理性は、この不完全な法に憤慨している。この説明不可能な怠慢こそが、社会を汚し乱す最も重大な加害行為への共謀なのである。(…) 寛容かつ宗教的なあなた方の魂は、この法律（流聖処罰法のこと）を制定することによって、責めを負う者への哀れみや寛大な感情を強めることになるだろう。⁽²³⁾

この法案によれば、流聖処罰法の法制化は、信心深きキリスト者である国王の名において、公の権利と刑罰の立法の最も繊細な問題を解決すると記されている。司法は、刑法にしたがい、聖器の盗みを捜査し起訴した後に実行犯を処罰するが、その罪が冒流であるかどうかは問わない。しかし、流聖処罰法の法案は、不敬虔な内心を放置する刑法を「不完全な立法」として批判し、「純然たる冒流」に対して最も厳格な刑罰——死刑——を定め、議会で採決された。では、どのような論争が展開されたのであろうか。

二・一 ボナルド

ボナルドは、当時の代表的なユルトラ派の政治家である。彼によれば、刑法批判は、一七八九年の諸原理にしたがう、帝政期の国家による世俗的な立法の解消をねらったもの

であった。彼の表現によれば、「精神的で感性的、そしてきわめてカトリック的なこの国民の立法院」⁽²⁴⁾と相容れない無神論による法政原則はすべて否定されるべきものであった。彼は、「社会生活の規範としての宗教」を守るために、「邪な者には最大の恐怖を、人民には正統な畏怖を印象づける最も厳しい刑罰で（冒流者を）処罰しなければならぬ」と断言した。⁽²⁵⁾ 同法案の支持者にとつて、冒流の罪質は、一般的な侮辱とは異なり、神と国家宗教に対する罪を意味し、その公益は、立法によつて神を尊ぶキリスト者の秩序を再建することにあるという。

純然たる冒流の罪を犯す怒り狂った者は、ご存じのように、目に見えるもの以上のことを信じたり、侮辱を感じたり、心が傷つくことがわからないゆえに、聖櫃の装飾や祭壇の大理石⁽²⁶⁾よりも捧げられた物に対して執拗に襲いかかるのである。

ボナルドにおいて、カトリシズムと秩序の尊厳は不可分であり、「純然たる冒流」を犯した無信仰者は、秩序を乱す、共同性なき悪しき社会的存在として、教会の門の前で公然告白（一七九一年に廃止されたアンシャン・レジームの処罰）をさせた後に死刑に処されるべきであった。

しかし、カトリシズムの伝統的な信仰心が衰えるとき、

秩序が乱れるというボナルドの主張は、社会の世俗化や国家の非宗教化、さらにそれらと並行する民主化のあゆみを否定するだけでなく、公共空間の異教徒や無信仰者、さらには理神論者・不可知論者のようなあらゆる信仰に対して自由な精神を持つ者たちの市民的な自治能力をも侮辱する立場であつた。

二・二 シャトーブリアン

このボナルドの主張に対してシャトーブリアンは、「純然たる冒瀆」はないと主張した。彼によれば、同法案は、「純然たる冒瀆」を宗教に対する憎しみと軽蔑とみなし、その動機による行為を不敬行為と定義したが、この憎しみと軽蔑は主観的な刑罰の構成要件であり、判事に恣意的な解釈の余地を許すと批判した。しかもこの不敬行為は、そもそも条文化することができないことから、現実には効力がないうという。この論点は後に見るラムネの主張と類似する。

シャトーブリアンにとって、当時の社会に「国家宗教の権勢と威厳」（ボナルドの表現による）を確立するために中世的な神授権を復活させる企ては害悪であつた。⁽³⁰⁾つまり彼において同法案は明らかに時代錯誤であり、聖別されたものを公共の事柄として「憎むべき重罪の憶測と死刑制度」の恐怖によって諸個人の良心に刻み込ませようとする。彼にとってそれは、『憲章』第五条が保障する礼拝の自由を

侵害し、人間性さえも傷つけるものであつた。したがって彼の目において流聖処罰法は、神あるいは天空の名において、キリスト者の敬神の気質さえも台無しにし、他の自由な信仰者または明晰な論理を持つ者を国家の力を借りて脅迫するものであつた。

それ（流聖処罰法のこと）は、われわれの宗教の根本的なドグマ、すなわちカトリシズムに好意的な信仰告白である。つまりそれは、フランスの法律が無神論の立場であることをやめるために、宗教を法律の文言に刻み込ませる宣言なのである。⁽³¹⁾

この無神論への評価については、後に見るようにラムネの主張と対照的である。シャトーブリアンによれば、同法案の目的とは、カトリック教会の超越的な宗教的権威を、『憲章』の第十五条と第一六条が定める国王の世俗的な立法権によって示し、実定法とカトリシズムのドグマを結合させることにあつた。

二・三 コンスタン

バンジャマン・コンスタンは、シャトーブリアンとは異なる立場から流聖処罰法に含まれたカトリシズムのドグマを明示し、ボナルドを名指ししながら、同法案を宗教的多

元主義の立場から鋭く批判した。彼は、迫害されたプロテスタントやユダヤ教徒を例示し、礼拝の自由の観点からカトリシズムだけを特別に保護するこの法案が『憲章』第五条と矛盾すると次のように論じる。

冒瀆とは何か。神それ自体への加害、つまりローマ教会にしたがい、奇跡によって聖別されたオスチアに閉じ込められた神への加害である。法案によれば、この奇跡を信じないものは、醜悪で不愉快な重罪を犯している⁽²⁾とみなされる。しかし、実際にはこの者は冒瀆など犯していない。

コンスタン⁽¹⁾は、カトリックのドグマが実体変化(transubstantiation)であると明言する。このカトリックのドグマによれば、オスチアは聖別されると、パンの外観を残しつつ概念においてキリストの身体に変化する。教会で行われるこの秘蹟は、神秘的に把握されなければ到底成り立つものではない。つまり、この聖別されたオスチアとは、超自然的なもの、あるいは超現実的なものと聖職者との呪術的な交渉の結果であり、いわばカトリック教会の施設内で為される奇跡である。この心理作用には、フランス国王がなすと信じられた瘰癧治療と同じ神秘性がある。

洗聖処罰法の法案は、カトリック信仰者の宗教生活の中

心にある聖性を守るために、聖別されたオスチアを納める聖器の窃盗に対し、刑法が定める一般の窃盗よりも重い刑罰を課している。さらに同法案は、カトリック教会の施設を、「国家宗教に捧げられた建造物」として、刑法第三八一条第四項が規定する他の居住施設と併記するが、教会内の財と空間を神聖化し、手厚い特別な保護を与えている。

聖別されたオスチアは、キリスト教の聖職者がキリストの臨在をキリスト者の感性に訴え直観させる。だが、コンスタンにおいては、カトリシズムの実体変化に類似するルター派のドグマである両体共存(consubstantiation)は、洗聖処罰法にしたがえば、カトリシズムにおいて聖別されたものと同じ様には保護されない。彼によれば、「ルター派の神秘を汚す者は、ただ妨害者としてのみ罰せられるが、カトリックの神秘を汚す者は冒瀆者として罰せられる⁽³⁾」。なぜなら、ルター派のドグマによれば、聖別されたオスチアは、カトリシズムとは違って、概念的にキリストの身体に変化するのではなく、キリストの身体がオスチアの形を取りながら、パンの実在と共にキリストが現実において臨在するからである。しかもプロテスタントのオスチアにキリストが臨在する時間は限られることから、プロテスタントにおいては、たとえ聖器にオスチアが収められていても、窃盗の時機によれば必ずしもキリストがオスチアに臨在しているわけではない。つまり、カトリシズムの聖別とは違っ

て、プロテスタントにとって夜中の聖器の窃盜は冒瀆ではないのである。

プロテスタントの立場からコンスタンは、同法案に、不公正と宗教的マイノリティに対する排除の論理を見出した。

なぜカトリシズムとルター派のドグマへの扱いはこのように違うのだろうか。

それはあなた方（流聖処罰法の立法者と支持者のこ）のねらいが特殊なドグマの保護ではなく、ある特定の信教だけに特権を与えることにあるからである。

(…) もう一度、よく考えていただきたい。この法案が冒瀆に対するカトリック教徒の憤激を招き、神殺しさえも宣告するようになるだろうという予見は、聖別されたオスチアが汚される度ごとに、ユダヤ教徒——彼らはこのオスチアの聖性を信じない——がキリストを襲おうとしたことで起訴された野蛮な時代を容易に想起させるのである。

彼は、国家宗教に対する不敬行為への処罰が、冒瀆的発言への取締りを経て、異端の排除へと至ると警告し、「フランス人の普遍性」(コンスタンの表現による)に対して生じた反作用に抵抗したのであった。彼によれば、国王の權威とカトリック教会が緊密に結びついた教権的君主政に

おいては、フランス人が全員一致してカトリシズムのドグマを尊重することが秩序の安寧と平和の条件とみなされたからであった。

二・四 ラムネ

ラムネは、ユルトラ派が法制化を試みる流聖処罰法を、次のように皮肉を込めて批判した。

もし、厳しく処罰できないことが確かであるのに冒瀆を恐れさせることができるのなら、そして熱心な宗教心が神なき政治原則を定めることができるのなら、この法案はまさに完璧なものとなるだろう。それぐらいこの法は夢想的で無神論的である。

流聖処罰法に対するラムネの立場は、神殺しや国王への大逆、尊属殺人を法制化しない国家の立法機能が無用と見るボナルドの立場よりも徹底している。なぜなら彼によれば、非宗教的な制度を基礎づける実定法ではカトリック教徒の敬虔な信仰を保障することができないからである。彼にとって、流聖処罰法の第三条が適用されることになれば、キリストの犠牲は、フランスの習俗からほど遠い宗教儀礼、いわば形式的なセレモニーに還元される。だがそれだけではない。彼の教権主義の立場において、国家がカトリシ

ズムの聖性を実定法によって保障するようになればなるほど、神の絶対性は損なわれ、その結果、信仰も不可能となる。したがって彼において、カトリック教会の教義が実定法の文言に持ち込まれることは認められないことであつた。

このラムネの批判は、神学の立場から為されたものであり、大革命以来の無神論的な国家権力からカトリック教会を解放することをねらつた教権派の主張であつた。ラムネは、流聖処罰法のなかに埋め込まれた革命の遺産を看取し、ボナルドの主張よりも過激にカトリシズムを展開し、革命を否定した。なぜなら彼において、国家はもはや神の下にない。しかもそのうえ、復古王政のもとであっても宗教が国家の本質的な部分を担うことができないのは、ほかならぬ人間自身が内心の自由を実現するために非宗教的な法政原則を生み出し、それを国家に託す革命を持続させているからであつた。³⁷⁾

おわりに

本稿は、復古王政期をルイ一八世の治世とシャルル一〇世の治世に区分し、国王の権威と、聖別されたものに対する冒流に焦点を当て、一九世紀の宗教と政治の関係を検討した。

一八一四年の『憲章』の起草者の一人であつたジャック

＝クロード・ブニヨは、王政復古にあつても、革命の諸原理の継続がフランスを復興する活路であると認め、法の支配を重視した。ルイ一八世の治世下のユルトラ派への彼の異議申し立ては、意見を表明する自由と、マイノリティが自らの信仰を実践する自由を保障し、帝政期の公認宗教システムの持続可能性を示した。しかし、シャルル一〇世の治世になると、国王の権威に依存する国家の役割は、立憲的な君主政から教権的な君主政へ、つまり国家とカトリック教会が密接に結びつく君主政へと横滑りし、カトリック教会の特権層に浸食されはじめた。

一八二五年の流聖処罰法の法制化に見られたように、教権的な君主政では、実体変化というカトリシズムのドグマが公共の事柄として実定法に定められた。この法制化は、カトリック教会が公認宗教の枠組みから逸脱せずに、象徴的にその枠組みから逃れ、流聖処罰法によってフランス人の感性に罪悪感を刻み込むことで国家宗教というゆるぎない特権的な地位を確立することをねらつていた。³⁸⁾ いわば、この冒流の刑罰化は、カトリック教会を、フランスの習俗を再生させる公共の制度へと転換させようとする企図であつたと定義できる。この法制化以来、冒流の概念は、私的な内心の問題から公的な政治問題へと変容したといえよう。この意味で、議会の多数派が承認した冒流の刑罰化は、一九世紀における統治の技法の一つであつた。復古王政期

では、公共の事柄を守るといふ名目のもと、諸個人の良心に干渉することが国家の役割として合法的に正統化されたのである。しかしながら、我々がここで注意すべきことは、教権的な君主政下の宗教と政治の結びつきが公共空間において意味をなすのは、聖別がカトリック教会のなかで宗教儀礼に則り莊嚴に為されるだけではなく、マジヨリティが聖別されたものを尊び、何者かがそれを冒瀆したときに、マジヨリティがその者を、中世を模した秩序から逸脱した行為者として独善的に制裁しようとするからである。教権的な君主政は、国家宗教と信仰の自由が共に『憲章』に定められるという論理矛盾に由来する、世俗化に対する反作用の結果であつたが、良心の自由を人間の権利として主張する思潮を押し止めることができず、流聖処罰法が制定された五年後に崩壊したのであつた。

史料

流聖処罰法（一八二五年四月二〇日）⁽³⁾

建造物内あるいは、カトリシズムおよびフランスで法的に建設された他の信仰にささげられた物に対して実行された重罪および不法行為を抑制するための一八二五年四月二〇日法。

第一章 冒瀆について

第一条…聖器や聖別されたオスチアへの不敬は冒瀆という重罪である。

第二条…宗教および聖器あるいは聖別されたオスチアへの憎しみあるいは軽蔑によつて、意図的に犯したすべての暴力行為は不敬と宣告される。

第三条…聖別されたオスチアが聖櫃に配置され、あるいは聖体顯示台に提示され、司祭が聖体拝領を行うとき、病人に臨終の聖体拝領を与えるとき、聖別されたオスチアの奉納には法的根拠がある。

重罪の際、宗教の儀式に用いられる聖体器や聖体顯示台、聖体皿、聖杯の奉納には法的根拠がある。

同様に、教会あるいは聖具納室の聖櫃に収納された聖体器、聖体顯示台の奉納には法的根拠がある。

第四条…聖器への不敬が以下の二つの状況で犯された場合、死刑に処される。

第一項 重罪の際、聖器が聖別されたオスチアを収納している場合

第二項 不敬が公に犯された場合、それが複数の人々がいる公共の場で犯された場合

第五条…聖器への不敬が上記の状況のうち一つの状況を伴う場合、無期懲役に処される。

第六条…聖別されたオスチアへの不敬が公に犯された場合、死刑に処される。犯行が犯された場所、あるいは重罪院の設置された場所の主要な教会の前で受刑者が公然告白を行った後に刑が処される。

第二章 冒瀆的な窃盜について

第七条…カトリック、使徒的およびローマの宗教の礼拝に捧げられた建造物は、刑法第三八一条が明記する建造物に含ま

れる。

したがって、窃盗が刑法第三八一条に規定された他の条件を備え、こうした建造物内で犯された窃盗で有罪と宣言された者は死刑に処される。

第八条…聖櫃への押し込み強盗があるか否かに関わらず、そこに収納された聖器の窃盗で有罪と宣告された者は無期懲役に処される。

第九条…以下の窃盗は同様の刑罰に処される。

第一項 上記に規定された条件がなくとも、刑法第三八一条に定められた五つの状況のうち二つに該当し、国家宗教の礼拝に捧げられた建造物内で犯された聖器の窃盗である場合

第二項 暴力を用い、かつ前記条文で明記された状況のはじめの四つのうち二つに該当する同建造物内で犯されたすべての他の窃盗の場合

第一〇条…その窃盗が、刑法第三八一条に含まれた条件を全く備えなくとも、国家宗教に捧げられた建造物内で犯された場合、聖器の窃盗で有罪と宣告されたすべての者は有期懲役に処される。

同様の場合において、同じく宗教の儀式の称揚のための他の物に対する窃盗で有罪と宣告されたすべての者は禁錮重労働に処される。

第一条…その窃盗が、国家宗教に捧げられた建造物内で二人あるいは複数によって深夜に犯された場合、窃盗で有罪と宣告されたすべての者は、禁錮重労働に処される。

第三章 教会内の不法行為、あるいは宗教に捧げられた物への不法

行為

第二条…その窃盗が、国家宗教に捧げられた建造物内で二人あるいは複数によって深夜に犯された場合、窃盗で有罪と宣告されたすべての者は、禁錮重労働に処される。

第三条…国家宗教の礼拝に捧げられた建造物の外においても、騒擾あるいは騒乱を為した者が宗教儀式を遅滞、中断あるいは妨害した場合、その者は一六から三〇〇フランの罰金刑と六日から三ヶ月の禁錮刑に処される。

第四条…刑法第二五七条によって定められた場合、破壊され、打ち倒され、毀損され、あるいは破損されたモニュメントや彫像、他の物が国家宗教に捧げられていた場合、犯行者は、六ヶ月から二年の禁錮刑および二〇〇から二〇〇〇フランの罰金刑に処される。この不法行為が国家宗教に捧げられた建造物のなかで為された場合、刑罰は一年から五年の禁錮刑および一〇〇〇〇フランから五〇〇〇〇フランの罰金刑になる。

第五条…刑法第四六三条は、本法律の第二二条、第一三条、第一四条が定める不法行為には適用されない。

同条文は、それら不法行為が国家宗教に捧げられた建造物で犯された場合、刑法第四〇一条に定められた不法行為にも適用されない。

第四章 一般条項

第一六条…本法律の第七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五の条文は、フランスにおいて合法的に確立した信仰に捧げられた建造物で犯された重罪と不法行為に適用される。

第一七条…本法律において改変されない条項は継続される。

『憲章』(一八一四年)⁽⁴⁰⁾

フランス国民の公的権利

第一条…フランス国民は、いかなる称号や家柄であっても法の前に平等である。

第二条…彼らは、彼の財産の比率に応じて一様に国家の責務に貢献する。

第三条…彼らは、まったく公平に軍事的、文民的な職に就くことができる。

第四条…彼らの個人的な自由は、同様に保障され、いかなる者であっても法が定めた事例と形式においてしか訴追も検挙もされない。

第五条…それぞれは平等な自由とともに自らの信仰を表明し、自らの礼拝のために同じ保護を得る。

第六条…しかしながらカトリック、使徒的およびローマの宗教は国家宗教である。

(中略)

国王の統治形態

第十三条…国王の人格は、不可侵かつ神聖である。国王の内閣がその責任を持つ。行政権は国王のみに帰属する。

第十四条…国王は、国家の元首であり、陸海軍を指揮し、戦争を宣言し、和平、同盟、通商条約を締結し、公的行政のすべての役職を任命し、法の施行と国家の保障のために必要な命令や勅令を発する。

第十五条…立法権は、集合的に国王、貴族院、下院によって実

施される。

第一六条…国王が法案を提出する。

(中略)

国家が保障する個別的な権利

第六九条…兵役を務める現役の兵士、将校、退役軍人、寡婦、年金受給者は、階級、名譽、手当てが保障される。

第七〇条…国債は保障される。国家によって債権者と共になされた資金投下の係争は不可侵である。

第七一条…古い貴族は称号を再獲得する。新しい貴族はその称号を保持する。国王が随意に貴族を作り出す、それには一切の社会への責任と義務への免除はなく、家柄と名譽に見合うときだけに限る。

第七二条…レジオン・ドヌール勲章は維持される。国王が内規と装飾を決定する。

刑法(一八一〇年)⁽⁴¹⁾

第三八一条…次の五つの条件のすべてと共に為された行為において窃盗罪と宣告された者は、死刑に処される。

第一項…窃盗が深夜に実行された場合

第二項…窃盗が二人あるいは複数で実行された場合

第三項…犯行者のすべてあるいはその内の一人が明示的あるいは隠蔽して武器を携帯していた場合

第四項…犯行者が、不法侵入、家宅侵入、合鍵を用いて家屋、アパートマン、居住のための部屋や宿泊施設で重罪を犯した場合、あるいは、官吏や警官、軍人の制服を身に着け、その地位

を示すか、文民的あるいは軍事的権威による偽りの命令を示しながら、重罪を犯した場合
第五項… 犯行者が暴力あるいは武器の使用の脅威と共に重罪を犯した場合

以上

註

- (1) フランス復古王政期の政治史については、Francis Démier, *La France de la Restauration (1814-1830). Impossible retour du passé*, Paris, Gallimard, 2012, Bertrand Goyon, *Monarchies postrévolutionnaires 1814-1848*, Paris, Seuil, 2012, Emmanuel de Waresquel et Benoît Yvert, *Histoire de la Restauration 1814-1830. Naissance de la France moderne*, Paris, Perrin, 2002 (1996) を参照。国家に焦点を当てた宗教と政治の関係については、Bertrand Badie et Pierre Birnbaum, *Sociologie de l'État*, Paris, Grasset, 2008 (1979), Yves Déloye, *Sociologie historique du politique*, Paris, La Découverte, 2017, Lucien Jaume, *L'éternel défi. L'État et les religions en France des origines à nos jours*, Paris, Tallandier, 2022, Philippe Portier, *L'État et les religions en France : une sociologie historique de la laïcité*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2016 を参照。なお、本稿の主題に関連する法規の条文を史料として本論の後に示した。
- (2) 原語 *loi sur le sacrilège* は「直訳すると冒瀆に関する法である。邦語の研究では、訳語は定まっていらないが、本稿は洗聖処罰法
- (3) Max Weber, « Les voies du salut-délivrance » (1910-1913), in *Sociologie des religions*, Paris, Gallimard, 1996, p. 178-180 を参照。
- (4) 本稿は「二〇一〇年一月から二〇一六年一〇月にかけての研究プロジェクト (Des religions d'État au XIX^e siècle: étude comparative des politiques religieuses des monarchies constitutionnelles en France (1814-1830) et au Japon (1868-1912))」Groupe Sociétés, Religions, Laïcités (GSRRL, CNRS-EPHE) の成果の一部である。筆者は、次に示した学会や研究会で報告させていただいた。日本政治学会二〇一二年年度研究大会(二〇一二年一〇月七日、九州大学)、基盤研究C「一八・一九世紀における「習俗」の概念と公共空間の変容：劇場・都市・共和国」(研究代表：富永茂樹、二〇一七年七月三日、楽友会館)、関西フランス史研究会例会(二〇一九年一〇月五日、キャンパスプラザ京都)。この場を借りて分科会および研究会の運営者と会場でコメントをくださった方々にお礼申し上げた。
- (5) Pierre Rosanvallon, *La monarchie impossible. Les Chartes de 1814 et de 1830*, Paris, Fayard, « Histoire des constitutions de la France », 1994, p. 17 et 159-160.
- (6) Jacques-Claude Beugnot, *Mémoires du comte Beugnot, 1779-1815*, Paris, Hachette, 1959, p. 247-248.
- (7) ブニエ(ニゴ)「*Beugnot, 1779-1815*, Paris, Hachette, 1959, Pierre Simon, *L'élaboration*

de la Charte constitutionnelle de 1814 (1^{er} avril-4 juin 1814), Paris, Edouard Corné, 1906, p. 37 参考文献。

- (8) Jacques-Claude Beugnot, *Chambre des députés. Opinion de M. le Cie Beugnot sur le Rapport fait par M. de Bondla, sur la proposition de M. Hyde de Neuville, tendant à réduire le nombre des Tribunaux, et à suspendre pendant un an l'inamovibilité des Juges*, Paris, Hacquet, 1815, p. 5-6.
- (9) Jacques-Claude Beugnot, *Chambre des députés. Opinion de M. le Cie Beugnot sur le projet de loi relatif aux élections (extrait du Moniteur du 27 février 1816)*, Paris, Hacquet, 1816, p. 20-21.
- (10) Marcel Gauchet, *La religion dans la démocratie. Parcours de la laïcité*, Paris, Gallimard, 1998, p. 32-35.
- (11) Jacques-Claude Beugnot, *Mémoires...*, *op. cit.*, p. 292-293.
- (12) L'abbé de Montesquieu, *Chambre des pairs de France. Session de 1816. Séance du mardi 26 novembre. Rapport fait à la Chambre par M. l'abbé de Montesquieu, au nom d'une Commission spéciale chargée de l'examen du projet de Loi relatif aux Donations en faveur d'Établissements ecclésiastiques*, Imprimé par ordre de la chambre, 1816, p. 8-9.
- (13) René Remond, *Religion et société en Europe. La sécularisation aux XVI^e et XX^e siècles 1780-2000*, Paris, Seuil, 1998, p. 37, 40 et 94.
- (14) Michel de Certeau, « Crédibilités politiques », in *L'invention du quotidien. I. Arts de faire*, Paris, Gallimard, 1990, p. 265.
- (15) *Ordonnance du roi qui détermine les règles à suivre pour l'acceptation et l'emploi des dons et legs qui peuvent être faits en faveur tant des établissements ecclésiastiques que de tous autres établissements*

d'utilité publique, en vertu de la loi du 2 janvier 1817 et de l'article 910 du Code civil 参考文献。

- (16) Jacques-Claude Beugnot, *Chambre des Députés. Opinion de M. le comte Beugnot sur la proposition de M. Blancq, tendant à améliorer le sort du clergé, quand la situation des finances le permettra, et à supprimer les pensions des prêtres mariés ou de ceux qui ont abandonné volontairement le sacerdoce (prononcée dans la séance du 7 février 1816)*, Paris, Planchet, 1816, p. 6-7.
- (17) 第一帝政期のユダヤ教徒について Pierre Birnbaum, *L'Angle et la Synagogue. Napoléon, les Juifs et l'État*, Paris, Fayard, 2007, Jean-Marc Chouragui, « De l'émancipation des juifs à l'émancipation du judaïsme le regard des rabbins français du XIX^e siècle », in Pierre Birnbaum (sous la dir. de), *Histoire politique des juifs de France — entre universalisme et particularisme —*, Paris, Presses de la FNSP, 1990 参考文献。
- (18) *Ibid.*, p. 7.
- (19) 第一帝政期の国家は「カトリシズムに国民的宗教としての地位を与えつつあるを拒み」「フランスの多数者の宗教」という地位を認めない (Jean-Pierre Chantiu, *Le régime concordataire français. La collaboration des Églises et de l'État (1802-1905)*, Paris, Beauchesne, 2010, p. 20-24, Jean Baubérot et Séverine Mathieu, *Religion, modernité et culture au Royaume Uni et en France. 1800-1914*, Paris, Seuil, 2002, p. 128-129.)
- (20) Michel de Certeau, « Crédibilités politiques », *op. cit.*, p. 260-261.
- (21) René Remond, *Les droites en France*, Paris, « Historique », Aubert, 1982, p. 48.

- (22) Arnaud-Dominique Houté, « Les vols d'église dans la France du XIX^e siècle. Politique, religion et sécurité publique, de la loi du sacrilège à la Séparation », in *Revue historique*, 2020, n 694, p. 172.
- (23) シャルロー○世の聖別式と国王の手による²⁴ Marc Bloch, *Les rois thaumaturges. Étude sur le caractère surnaturel attribué à la puissance royale particulièrement en France et en Angleterre*, Paris, Gallimard, 1983, p. 401-405²⁵ シャルロー○世と君主政の正統化による²⁶ Carl Schmitt, *Théorie de la constitution*, Paris, PUF, « Quadrige », 2008 (1993), p. 427-428を参照。
- (24) Pierre-Denis Peyromet, « Discours du Garde-des-Sceaux en présentant le projet du 4 janvier 1825. — Projet », in Bourq Eamé-Théodore, *Législation historique du sacrilège chez tous les peuples, avec la discussion des lois proposées aux chambres en 1824 et 1825*, Paris, Librairie ancienne et moderne, 1825, p. 335-336.
- (25) Jacqueline Lalouette, *La séparation des églises et de l'État. Genèse et développement d'une idée 1789-1905*, Paris, Seuil, 2005, p. 95-102, Bertrand Goujon, *Monarchies postévolutionnaires 1814-1848*, *op. cit.*, p. 139-143. 流聖処罰法は一度も死刑を執行する²⁷とな²⁸へ²⁹一八三〇年一〇月一一日に廃止された (Jacqueline Lalouette, *La séparation*, *op. cit.*, p. 102)°.
- (26) Louis de Bonald, « Opinion de M. le Vicomte de Bonald sur le projet de loi relatif au sacrilège », in *Chambre des pairs de France*, Session de séance du 12 février 1825, p. 7.
- (27) *Ibid.*, p. 20. デュルケームによれば³⁰「重罪が植えられる恐怖はあらゆる点で冒流が信仰者に植えられる畏怖と比較される」(Émile Durkheim, « Réponses aux objections » (1906), in *Sociologie et Philosophie*, Paris, « Quadrige », PUF, 1996 (1924), p. 101.)° ボナルドの社会学的発想による³¹ Robert A. Nisbet, *La tradition sociologique*, Paris, « Quadrige », PUF, 2021 (1984), p. 24-31を参照。
- (28) Louis de Bonald, « Opinion de M. le Vicomte de Bonald sur le projet de loi relatif au sacrilège », *op. cit.*, p. 11.
- (29) ボナルドの神政政治と道徳秩序による³² Gérard Namer et Patrick Cingolani, *Morale et société*, Paris, Médiens Klincksieck, 1995, p. 16 et 22を参照。カール・シュミットは「ボナルドを「国家のカトリック哲学者」と特徴づけ、世俗化に抵抗する政治神学の観点から彼の国家論を論じる (Carl Schmitt, « Théologie politique. Quatre chapitres sur la théorie de la souveraineté » (1922), in *Théologie politique*, 1922, 1969, Paris, Gallimard, 1988 (1985), p. 62-66)°。なお、流聖処罰法を擁護するなかでボナルドは³³「神殺し、王への大逆、尊属殺人を法制化しない国家の立法を無用と見るが、冒流の刑罰化をめぐる論争のなか、シャトープリアンは、ボナルドの立場を暗に批判し、コンスタンはボナルドを名指しで批判した」°。
- (30) 君主政における神授権と立憲政の緊張関係に関するシャトープリアンの考察による³⁴ Lucien Jaume, « Règle de droit et autorité légitime », in *Qu'est-ce que l'esprit européen?*, Paris, « Champs », Flammarion, 2010, p. 114を参照。
- (31) François-René de Chateaubriand, « Opinion de M. le Vicomte de Chateaubriand. Sur l'article 4 du projet de loi relatif au Sacrilège », in *Chambre des Pairs de France, Session de séance du 18 février 1825*, p. 8.
- (32) Benjamin Constant, « Opinion de M. Benjamin Constant, Député de la Seine, sur la loi relative au sacrilège », in *Chambre des députés*,

Session de séance du 7 avril 1825, p. 6.

- (33) *Ibid.*, p. 15.
- (34) *Ibid.*, p. 15 et 20.
- (35) *Ibid.*, p. 14.
- (36) Félicité de La Mennais, « Du projet de loi sur le sacrilège », présenté à la Chambre des Paris, le 4 janvier 1825, p. 13-14.
- (37) *Ibid.*, p. 16.
- (38) Jean Baubérot et Séverine Mathieu, *Religion, modernité et culture...*, *op. cit.*, p. 149.
- (39) « Loi sur le sacrilège » (1825), in *Les cinq codes, avec indication de leurs dispositions corrélatives*, Paris, Charles Froment, 1825, p. 8-48-851.
- (40) *Charte constitutionnelle*, Paris, Imprimerie royale, 1814. 紙幅の関係から前文は省略した。
- (41) « Code pénal » (1810), in *Les cinq codes...*, *op. cit.*, p. 700-791.

本研究は科研費(20K02115:福祉国家以前と以後の政治テクノロジー・仏一九世紀以降の刑罰・公教育・社会的保護)の助成を受けたものである。